

給実甲第 1 2 6 0 号

令和元年 1 1 月 2 2 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 3 2 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和元年 1 1 月 2 2 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 3 7 条 関 係 1 ～ 1 1 （略） 1 2 この条の第 4 項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1) （略）	第 3 7 条 関 係 1 ～ 1 1 （略） 1 2 この条の第 4 項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1) （略）

(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。15において同じ。）又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。）第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場

(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。14において同じ。）又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。）第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場

合を含む。) 、福島復興再生特別措置法 (平成 24 年法律第 25 号) 第 48 条の 9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (平成 27 年法律第 33 号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。) 第 23 条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法 (平成 27 年法律第 34 号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。) 第 10 条若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律 (平成 31 年法律第 18 号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。) 第 31 条の規定 (以下この項において「特定規定」という。) により給与法第 23 条第 1 項及び附則第 6 項の規定の適用に関し公務とみな

合を含む。) 、福島復興再生特別措置法 (平成 24 年法律第 25 号) 第 48 条の 9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (平成 27 年法律第 33 号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。) 第 23 条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法 (平成 27 年法律第 34 号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。) 第 10 条若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律 (平成 31 年法律第 18 号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。) 第 31 条の規定 (以下この項において「特定規定」という。) により給与法第 23 条第 1 項及び附則第 6 項の規定の適用に関し公務とみな

<p>される業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p><u>(13) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第11条の2第1項第1号に該当する場合における同項の規定による承認</u></p> <p><u>(14)～(25)</u> (略)</p> <p>13～18 (略)</p>	<p>される業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(13)～(24)</u> (略)</p> <p>13～18 (略)</p>
--	---

以 上